

公示送達等の電子化等について

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）等の趣旨を踏まえ、区民の利便性の向上及び事務手続の簡素化を図るため、文京区行政手続条例（平成8年3月文京区条例第4号）等における公示送達、文京区公告式条例（昭和26年12月文京区条例第21号）による条例等の公布の方法等について、電子化等を行う。

2 電子化等の概要

(1) 公示事項等の電子掲示場への掲載

公示送達及び法令等の規定により門前掲示場に掲示することにより行うこととしている告示、公示、公表その他これに準ずるもの（条例、規則等の公布を含む。）について、区ホームページ上に電子掲示場を新たに設置し、当該電子掲示場に公示事項等を掲載することによって行う。

なお、現行の運用である門前掲示場への書面の掲示及び行政情報センターへの条例、規則等の配架についても、引き続き実施する。

(2) 規則の公布等における長の署名等の見直し

電子化の実施にあわせて、規則等の制定改廃に係る事務の簡素化を図るため、文京区公告式条例の規定により署名等としてきた手続を記名へ変更する。

3 例規改正

(1) 電子化等の実施に当たり、以下の条例を改正する。

ア 文京区行政手続条例

イ 文京区特別区税条例（昭和39年12月文京区条例第44号）

ウ 文京区後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月文京区条例第7号）

エ 文京区公告式条例

オ 文京区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月文京区条例第6号）

カ 職員の退職手当に関する条例（昭和34年7月文京区条例第31号）

キ 文京区立公園条例（昭和55年4月文京区条例第22号）

ク 文京区本郷給水所公苑条例（昭和52年4月文京区条例第15号）

(2) (1)に掲げるもののほか、関係する規則等についても所要の改正を行う。

4 実施日

令和8年5月21日。ただし、3(1)イ及びウについては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日